

岐阜市上下水道事業部公用車管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年8月27日

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

上下水道事業部長 島 邊 恒 之



岐阜市上下水道事業部管理規程第6号

岐阜市上下水道事業部公用車管理規程の一部を改正する規程

第1条 岐阜市上下水道事業部公用車管理規程（平成14年岐阜市水道部管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
（公用車） 第2条 この規程において「公用車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車で、上下水道事業部の所有又は賃貸借契約等により上下水道事業部の使用に属するものをいう。 2 （略） （公用車管理者） 第3条 公用車の管理責任者（以下「公用車管理者」という。）は、次の各号に掲げる公用車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。 （1）・（2） （略） （整備管理者） 第5条 管理者は、職員のうちから整備管理者を任命する。	（公用車） 第2条 この規程において「公用車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。<u>以下「車両法」という。</u>）第2条第2項に規定する自動車で、上下水道事業部の所有又は賃貸借契約等により上下水道事業部の使用に属するものをいう。 2 （略） （公用車管理者） 第3条 公用車の管理責任者（以下「公用車管理者」という。）は、次の各号に掲げる公用車の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。 （1）・（2） （略） （整備管理者） 第5条 管理者は、職員のうちから<u>車両法第50条第1項に規定する整備管理者</u>を任命す

(安全運転管理者) 第10条 管理者は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第74条の3第1項の規定により、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「総理府令」という。）<u>第9条の9第1項で定める要件を備える職員のうちから安全運転管理者を任命するものとする。</u> (副安全運転管理者) 第12条 管理者は、道交法第74条の3第4項の規定により、総理府令<u>第9条の9第2項で定める要件を備える職員のうちから副安全運転管理者を任命するものとする。</u> (運転者の遵守事項) 第16条 運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 運行前及び運行後点検を行い、運転日誌に記録すること。 (2)～(6) (略)	る。 (安全運転管理者) 第10条 管理者は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第74条の3第1項の規定により、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「総理府令」という。）<u>第9条の9第1項に規定する資格を有する職員のうちから安全運転管理者を任命するものとする。</u> (副安全運転管理者) 第12条 管理者は、道交法第74条の3第4項の規定により、総理府令<u>第9条の9第2項に規定する資格を有する職員のうちから副安全運転管理者を任命するものとする。</u> (運転者の遵守事項) 第16条 運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 運行前及び運行後点検を行い、運転日誌（<u>様式第2号</u>）に記録すること。 (2)～(6) (略)
---	---

第2条 岐阜市上下水道事業部公用車管理規程の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第8条、第16条関係）

運 転 日 誌

安全運転を心がけましょう。シートベルトを忘れずに。

部 署 名		車 番 号	
運 転 者		車 名	
乗 車 人 員			

使 用 日	年 月 日	走行前距離	km
出 庁 時 間	:	走行後距離	km
帰 庁 時 間	:	走 行 距 離	km
行 先		用 件	

※ 車両運行前・運行後に必ず記録してください。

燃料は、1/3以下になったら入れてください。

運行前・運行後に必ず点検を実施してください。

点 検 箇 所	点 検 内 容	運行前点検	運行後点検
ハ ン ド ル	遊び・がた・振れ	☐ 異常あり	☐ 異常あり
ブレーキペダル	踏みしろ・きき具合		
サイドブレーキ	引きしろ・きき具合		
タ イ ヤ	空 気 圧 ・ 摩 擦		
エ ン ジ ン	排 気 の 状 態	☐ 異常なし	☐ 異常なし
灯 火 装 置	点滅具合・損傷		
警 音 機	作 用		
計 器 類	作 用		
車 両 外 観	損 傷		

※ 異常がある場合は、連絡事項欄に記入してください。

連絡事項

燃料 給油しました。 給油所（ ）

酒気帯び状態の確認				運転免許証の携帯
確認時間		確認者	アルコール検知器	有・無
運転前	:		mg/l	
運転後	:		mg/l	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。